

令和 6 年度の新委員への引継ぎ事項

令和 5 年度に取り組んだ 4 つの事業（①高齢者の居場所づくり，②子どもの居場所づくり，③エコな地域づくり，④神楽まち協広報誌発行）について，継続実施していただくことを前提に，令和 6 年度の新委員へ次のとおり引き継ぎを行いますので，最大限の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお，引継ぎ事項は，新委員による新たな取組に関する自由な議論に制約を与えるものではありません。

- 1 高齢者の居場所づくり（木楽輪の歌サロン）事業については，「地域まちづくり推進事業補助金（単独型まちづくり事業補助金）」を活用し，4 月から継続実施する。

なお，今後については，将来的な自主運営を視野に入れながら補助金以外の財源確保に向けて，参加料の設定などを検討する。

- 2 子どもの居場所づくり（神楽公民館の学習支援）事業及び，神楽まち協広報誌発行事業については，事業の趣旨等を考慮すると，参加料等を設定することは適切ではないことから，「地域まちづくり推進事業補助金（単独型まちづくり事業補助金）」での運営として，新年度も継続実施する。

- 3 エコな地域づくり事業の制服譲渡会については，「地域まちづくり推進事業補助金（単独型まちづくり事業補助金）」を活用し，新年度も継続実施する。なお，今後については，将来的な自主運営を視野に入れながら補助金以外の財源確保に向けて，制服のクリーニング代程度の金銭負担を検討する。

- 4 令和 5 年度に取り組んだ 4 つの事業の継続実施については，これまでどおり実行委員会を組織し運営していくことになるが，神楽まち協委員は事業に携わるよう努めるとともに，地域住民等に協力者として参加していただけるよう，声掛けなどを行うこととする。

- 5 令和 5 年度に取り組んだ 4 つの事業については，特定の委員に大きな負担がかかっていることから，不在時や，改選等で事業の実施に影響を及ぼすことがないよう，事業ごとに引継書等を作成し，備えることとする。

- 6 高齢者の居場所づくり（木楽輪の歌サロン）及び子どもの居場所づくり（神楽公民館の学習支援）の両事業について，4 月から継続実施するためには，4 月早々に補助金申請手続が必要であるが，新委員による第 1 回目の会議は 5 月中旬頃となる予定であることから，令和 5 年度の委員はそれぞれの所属団体において，上記の事項について事前に引継ぎを行い，十分な理解を得るよう努めることとする。

以上

令和 5 年度神楽まちづくり推進協議会